

NEWS LETTER

2008年5月号 (No.119)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
<http://www.ochiaikaikai.com/>

決算処理、しっかりやれば、税務調査も怖くない！？

景気の回復とともに、業績のいい会社が増えてきた今日この頃ですが、黒字決算を迎えたとしても、安心ばかりではありません。黒字の会社は、赤字の会社に比べて税務調査が入る可能性が高くなります。

業績がよくなり社内の雰囲気もいいときに、税務調査が入って多額の追徴課税をされてしまったら、すっかり落胆してしまいますね。



今回は、そんな税務調査について、調査官に指摘されやすい重点チェックポイントをご説明いたします。

● 重点チェックポイント1 - 売上

(1) 掛売上の計上もれ

得意先の多い会社や、現金商売をしている会社がたまたま掛売上をした場合などは要注意です。まずは、請求書等の資料の管理をしっかりと行うことが大切です。また、決算後2ヶ月程度の口座への入金をチェックし、各入金がいつの売上に対するものなのかをもう一度把握して、掛売上の計上もれがないようにしてください。

(2) 締め後売上

売上の締め日が月末でない得意先がある場合は、要注意です。例えば、売上の締めが20日締めの得意先がある場合、決算月には21日から月末までの売上を追加で計上しなくてはなりません。決算月の特別な処理になりますので、得意先ごとに締め日を確認し、もれなく行いましょう。

(3) 現金売上の計上もれ

小口の売上を得意先から現金で回収し、そのまま金庫や机に入れっぱなしといったケースは、売上が未計上の可能性があります。現金回収をした場合は、面倒でも一度会社の口座に同額入金しておく、もれなく処理できると思います。

● 重点チェックポイント2 - 棚卸資産

(1) 未着品の計上もれ

決算日に倉庫の在庫を数えて棚卸完了ではありません。決算日ぎりぎりに仕入を計上したものの、まだ届

いていないものについては、伝票などをもとに在庫を計上する必要があります。

(2) トラック在庫の計上もれ

売上についても同様です。翌期の売上として計上すべきものであるが、遠方であるため決算日前にすでに発送していた場合、すでに商品は倉庫にありません。しかし、これは翌期の売上になるものなので、在庫に計上する必要があります。

決算日前後の仕入・売上の伝票などは内容をよく把握し、在庫にすべきかそうでないかを詳細にチェックすることが大切です。

● 重点チェックポイント3 - 給料

(1) 福利厚生費の内容の確認

決算処理を完了する前に、当期の福利厚生費の内容をもう一度チェックし、給料・賞与などすべきものは無いかを調べてみてください。給与等に該当すると、支給された本人の所得として所得税の対象になるだけでなく、相手が役員の場合には、役員賞与になりますので、全額が会社の経費となくなってしまう。

福利厚生費についてはNEWS LETTER-4月号No.118で取上げておりますので、ご参照ください。

(2) 勤務の実体について

税務調査では、給与対象者が実際に勤務しているのか、また、業務に見合った金額が支給されているのかを調べる必要があります。社外で働いている従業員がいる場合は要注意です。業務の内容や、状況等をしっかり説明でき、その業務に見合った給与額が支給されている必要があります。



● まとめ

税務調査は経営者の方々にとっては、嫌なものです。決算処理をしっかりと行っておけばそれほど怖いものではありません。不安な点や、よく解らない点等ございましたら、弊事務所担当者にご相談ください。

(大野 俊啓)